

(参考) 職種区分の取扱いについて

<負担金の職種区分(関係規定等)>

職種区分(基金定款別表第二)	職員の範囲(基金業務規程第33条)
①義務教育学校職員	公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の職員であって、義務教育費国庫負担法第2条及び第3条の規定により国が経費の一部を負担するもの
②義務教育学校職員以外の教育職員	義務教育学校職員以外の公立学校の職員並びに教育委員会及びその所管に属する教育機関(公立学校を除く。)の職員
③警察職員	都道府県警察の職員(国家公務員である職員を除く。)
④消防職員	消防本部及び消防署の職員並びに常勤の消防団員
⑤電気・ガス・水道事業職員	電気事業、ガス事業、水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業に従事する職員
⑥運輸事業職員	(略/本県該当なし)
⑦清掃事業職員	清掃事業に従事する職員
⑧船員	業務規程第23条の2第1項に規定する船員
⑨その他の職員	前各号に掲げる職員以外のすべての職員

(参考/機関誌『災害補償』令和2年4月春号から抜粋)

⑤の電気・ガス・水道事業職員、⑥の運輸事業職員及び⑦の清掃事業職員の「事業に従事する職員」には、単一の事務を処理する当該事業の事務所において、その運営形態(直営・委託・一部)や規模の如何にかかわらず、直接その事業に従事する職員のほか、当該事業に関する事務に従事する職員をも含むものとされている。したがって、公営企業におけるいわゆる企業管理者も当然のことながら、それぞれの事業区分による事業に従事する職員に含まれることになる。このことは、1つの事業のみを行う一部事務組合においても同様であり、例えば、消防組合の職員は全て「消防職員」に、清掃事業組合の職員は全て「清掃事業職員」に含まれることになる。